

注 意 事 項

- 1 試験開始時刻 10時00分  
2 試験科目別終了時刻

試験科目	科目数	終了時刻
「法規」のみ	1科目	11時20分
「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」のみ	1科目	11時40分
「法規」及び「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」	2科目	13時00分

- 3 試験種別と試験科目別の問題(解答)数及び試験問題ページ

試験種別	試験科目	問題(解答)数					試験問題ページ
		第1問	第2問	第3問	第4問	第5問	
伝送交換主任技術者	法規	7	7	7	7	6	1~15
	伝送交換設備及び設備管理	8	8	8	8	8	16~28
線路主任技術者	法規	7	7	7	7	6	1~15
	線路設備及び設備管理	8	8	8	8	8	29~39

- 4 受験番号等の記入とマークの仕方

- (1) マークシート(解答用紙)にあなたの受験番号、生年月日及び氏名をそれぞれ該当枠に記入してください。  
(2) 受験番号及び生年月日に該当する箇所を、それぞれマークしてください。  
(3) 生年月日の欄は、年号をマークし、生年月日に1けたの数字がある場合、十の位のけたの「0」もマークしてください。

[記入例] 受験番号 01AB941234

生年月日 昭和50年3月1日

受 験 番 号									
0	1	A	B	9	4	1	2	3	4
●	○	●	○	○	○	○	○	○	○
1	●	○	○	○	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	○	○	○	○	○	○	○	○	○

生 年 月 日									
年 号	5	0	0	3	0	1	○	○	○
平 成	○	○	○	○	○	○	○	○	○
昭 和	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大 正	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- 5 答案作成上の注意

- (1) マークシート(解答用紙)は1枚で、2科目の解答ができます。  
「法規」は赤色(左欄)、「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」(「設備及び設備管理」と略記)は緑色(右欄)です。  
(2) 解答は試験科目の解答欄の正解として選んだ番号マーク枠を、黒の鉛筆(HB又はB)で濃く塗りつぶしてください。  
ボールペン、万年筆などでマークした場合は、採点されませんので、使用しないでください。  
一つの問いに対する解答は一つだけです。二つ以上マークした場合、その問いについては採点されません。  
マークを訂正する場合は、プラスチック消しゴムで完全に消してください。  
(3) 免除の科目がある場合は、その科目欄は記入しないでください。  
(4) 受験種別欄は、あなたが受験申請した試験種別を で囲んでください。(試験種別は次のように略記されています。)  
伝送交換主任技術者は、 『伝 送 交 換』  
線路主任技術者は、 『線 路』

- 6 合格点及び問題に対する配点

- (1) 各科目の満点は100点で、合格点は60点以上です。  
(2) 各問題の配点は、設問文の末尾に記載してあります。

- 7 登録商標などに関する事項

- (1) 試験問題に記載されている会社名又は製品名などは、それぞれ、各社の商標または登録商標です。  
(2) 試験問題では、® 及び ™ を明記していません。  
(3) 試験問題の文中及び図中などで使用しているデータは、すべて架空のものです。

マークシート(解答用紙)は、絶対に折り曲げたり、汚したりしないでください。

次ページ以降は試験問題です。試験開始の合図があるまで、開かないでください。

受 験 番 号									
(控 え)									

(今後の問い合わせなどに必要になります。)

試 験 種 別	試 験 科 目
伝 送 交 換 主 任 技 術 者 線 路 主 任 技 術 者	法 規

問 1 次の問いに答えよ。

(小計 20 点)

- (1) 次の文章は、電気通信事業法に規定する、目的について述べたものである。同法に規定する内容に照らして、 内の(ア)～(ウ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×3=6点)

電気通信事業法は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ  (ア) なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の  (イ) な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、 (ウ) を増進することを目的とする。

<(ア)～(ウ)の解答群>			
経済的活動	個人の利益	健全な社会	公共の福祉
安定的	優先的	合理的	普遍的
迅速	明確	公平	円滑

- (2) 次の文章は、電気通信事業法に規定する、総務大臣が電気通信事業者に対し、基礎的電気通信役務の契約約款の変更を命令する場合の6項目の一部について述べたものである。 内の(エ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

同法に規定する内容に照らして、正しいものは、 (エ) である。

<(エ)の解答群>
料金の額の揭示方法が適正かつ明確に定められていないとき。
電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき。
電気通信回線設備を接続する他の電気通信事業者との分界点が適正かつ明確に定められていないとき。
他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき。

(3) 次のA、Bの文章は、電気通信事業法に規定する、電気通信事業者による電気通信設備の自己確認について述べたものである。  内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、電気通信事業法に規定する電気通信設備の使用を開始しようとするときは、当該電気通信設備(総務省令で定めるものを除く。)が、同法に基づき総務省令で定める技術基準に適合することについて、総務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならない。
- B 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、電気通信事業法の規定により当該電気通信設備(総務省令で定めるものを除く。)を自ら確認した場合には、同法に規定する電気通信設備の使用の開始前に、総務省令で定めるところにより、その結果を総務大臣に届け出なければならない。

同法に規定する内容に照らして、上記の文章は、  (オ) 。

<(オ)の解答群>

Aのみ正しい

Bのみ正しい

AもBも正しい

AもBも正しくない

(4) 次の文章は、電気通信事業法施行規則に規定する、電気通信事業者が電気通信事業の一部を休止又は廃止しようとする場合の届出について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、  内の(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点)

電気通信事業法の規定による電気通信事業の一部の休止又は廃止の届出をしようとする者は、所定の様式の届出書に、所定の様式の  (カ) (記載事項に変更がある場合に限り。)を添えて提出しなければならない。

<(カ)の解答群>

ネットワーク構成図

定 款

寄附行為

登記簿

- (5) 次の文章は、電気通信事業法施行規則に規定する、電気通信事業者が重要通信の優先的取扱いに関して他の電気通信事業者と取り決めるべき事項について述べたものである。  内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

電気通信事業者は、他の電気通信事業者と電気通信設備を相互に接続する場合には、当該他の電気通信事業者との間で、次の( )～( )に掲げる事項を取り決めなければならない。

- ( ) 重要通信を確保するために①他の通信を制限し、又は停止する場合は、あらかじめ総務大臣の許可を得ること。
- ( ) 重要通信を識別することができるよう重要通信に付される信号を識別した場合は、②相互に予防、救援、復旧等に直接関係がある機関との連絡を優先的に取り合うこと。
- ( ) 電気通信設備の工事又は保守等により③相互に接続する電気通信設備の接続点における重要通信の取扱いを一時的に中断する場合は、あらかじめその旨を通知すること。

同規則に規定する内容に照らして、上記①～③の下線部分の語句は、  (キ) 。

<(キ)の解答群>

- |              |                |         |
|--------------|----------------|---------|
| ①のみ正しい       | ②のみ正しい         | ③のみ正しい  |
| ①、②が正しい      | ①、③が正しい        | ②、③が正しい |
| ①、②、③いずれも正しい | ①、②、③いずれも正しくない |         |

問2 次の問いに答えよ。

(小計20点)

- (1) 次のA～Cの文章は、電気通信事業法施行規則に規定する、電気通信事業の登録を受けた電気通信事業者の電気通信設備の概要に関する軽微な変更として、事後に遅滞なく総務大臣に届け出なければならない事項について述べたものである。  内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 既に登録を受けた端末系伝送路設備の設置の区域が存する都道府県内における端末系伝送路設備の設置の区域の増加
- B 中継系伝送路設備の設置の区間の減少
- C 伝送路設備の設置の区域及び区間の減少

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、  (ア) 。

<(ア)の解答群>

- |              |                |         |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい       | Bのみ正しい         | Cのみ正しい  |
| A、Bが正しい      | A、Cが正しい        | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない |         |

(2) 次の( )、( )の文章は、電波法に規定する、無線設備における電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。同法に規定する内容に照らして、内の(イ)、(ウ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

( ) 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び(イ)、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

( ) 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて他の無線設備の機能に(ウ)を与えるものであってはならない。

<(イ)、(ウ)の解答群>

混 信	型 式	支 障	誤 差	値
妨 害	損 傷	電 力	干 渉	幅

(3) 次のA～Cの文章は、電気通信主任技術者規則に規定する、電気通信主任技術者資格者証(以下「資格者証」という。)の訂正及び返納について述べたものである。内の(エ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

A 資格者証の交付を受けている者は、住所に変更を生じたときは、所定の申請書に当該資格者証及び変更の事実を証明できる書類を添えて、総務大臣に届け出たうえで、資格者証の訂正を受けなければならない。

B 資格者証の交付を受けている者が死亡し、又は破産の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)による死亡又は破産宣告の届出義務者は、遅滞なくその資格者証を総務大臣に返納しなければならない。

C 電気通信事業法の規定により資格者証の返納を命ぜられた者は、その処分を受けた日から10日以内にその資格者証を総務大臣に返納しなければならない。資格者証の再交付を受けた後、失った資格者証を発見したときも同様とする。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、(エ)。

<(エ)の解答群>

Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
A、Bが正しい	A、Cが正しい	B、Cが正しい
A、B、Cいずれも正しい	A、B、Cいずれも正しくない	

- (4) 次の文章は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に規定する、不正アクセス行為に該当する行為の一つについて述べたものである。同法に規定する内容に照らして、内の(オ)、(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有する (オ)によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を (カ) ことができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為は、不正アクセス行為に該当する行為である。

<(オ)、(カ)の解答群>

アクセス管理者	アクセス認証機能	維持する	免れる
セキュリティ管理者	アクセス制御機能	保守する	委ねる

- (5) 次のA、Bの文章は、電子署名及び認証業務に関する法律に規定する、目的及び電磁的記録の真正な成立の推定について述べたものである。内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

A 電子署名及び認証業務に関する法律は、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名の公正な運用による情報の電磁的方式による電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

B 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの(公務員が職務上作成したものを除く。)は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名(これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。)が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

同法に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (キ)。

<(キ)の解答群>

Aのみ正しい	Bのみ正しい
AもBも正しい	AもBも正しくない

問3 次の問いに答えよ。

(小計20点)

(1) 次の文章は、国際電気通信連合憲章に規定する、虚偽の遭難信号等について述べたものである。同憲章に規定する内容に照らして、内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、内の同じ記号は、同じ解答を示す。

(2点×2=4点)

構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は (ア) 信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置をとること並びにこれらの信号を (イ) する自国の管轄の下にある局を探知し及び (ア) するために協力することを約束する。

<(ア)、(イ)の解答群>

非 常	認 定	選 択	監 視
発 射	監 督	識 別	運 用

(2) 次の( )~( )の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、「電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の損壊又は故障の対策」における予備機器等について述べたものである。  
□内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第16条の適用除外規定は考慮しないものとする。(4点)

- ( ) 通信路の設定に直接係る交換設備の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障(以下「故障等」という。)の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。ただし、次のa、bの各号に掲げる機器については、この限りでない。
- a 端末回線(端末設備等と交換設備との間の電気通信回線をいう。以下同じ。)を当該交換設備に接続するための機器
- b ①当該交換設備の故障等の発生時に、運用する者がこれを直ちに認識することができる機能を持つ交換設備の機器
- ( ) 伝送路設備には、予備の電気通信回線を設置しなければならない。ただし、次のa~cの各号に掲げるものについては、この限りでない。
- a ②端末回線その他専ら特定の一の者の通信を取り扱う区間に使用するもの
- b 有線テレビジョン放送施設(有線テレビジョン放送法に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備をいう。)の線路(有線テレビジョン放送法に規定する有線電気通信設備であって、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。)と同一の線路のうち端末設備等と専用設備(専用役務の提供の用に供する事業用電気通信回線設備をいう。)を収容する建築物との間において使用するもの
- c 当該伝送路設備の故障等の発生時に、他の伝送路設備によりその疎通が確保できるもの
- ( ) ③伝送路設備において当該伝送路設備に設けられた電気通信回線に個別に使用される機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。
- ( ) 交換設備相互間を接続する伝送路設備は、なるべく複数の経路により設置されなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記①~③の下線部分の語句は、□(ウ)。

<(ウ)の解答群>

- |              |                |         |
|--------------|----------------|---------|
| ①のみ正しい       | ②のみ正しい         | ③のみ正しい  |
| ①、②が正しい      | ①、③が正しい        | ②、③が正しい |
| ①、②、③いずれも正しい | ①、②、③いずれも正しくない |         |



- (3) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、「電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の損壊又は故障の対策」における耐震対策、停電対策、誘導対策及び防火対策等について述べたものである。  内の(工)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第16条の適用除外規定は考慮しないものとする。 (4点)

同規則に規定する内容に照らして、正しいものは  (工) である。

<(工)の解答群>

事業用電気通信回線設備は、いかなる規模の地震においても通信の異常ふくそうを防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられたものでなければならない。

事業用電気通信回線設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準じる措置が講じられていなければならない。ただし、伝送路設備にあっては、自家用発電機はその機能を代替することができる予備機器の設置が講じられていなければならない。

線路設備は、強電流電線からの電磁誘導作用により事業用電気通信回線設備の機能に重大な支障を及ぼすおそれのある異常電圧又は異常電流が発生しないように設置しなければならない。

事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置し、かつ、当該事業用電気通信回線設備を工事、維持又は運用する者が立ち入る通信機械室に代わるコンテナ等の構造物及びとう道は、自動火災報知設備の設置及び防塵設備の設置その他これに準ずる措置が講じられたものでなければならない。

(4) 次のA～Cの文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、「電気通信事業の用に供する電気通信回線設備」における通信内容の秘匿措置、蓄積情報保護及び損傷防止について述べたものである。  内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する事業用電気通信回線設備は、電気通信事業者が、有線テレビジョン放送の受信設備を接続する点において、通信の内容が有線テレビジョン放送の受信設備の通常の使用の状態で判読できないように必要な秘匿措置が講じられなければならない。
- B 事業用電気通信回線設備は、利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷するおそれのある電力若しくは電流を送出又は電圧若しくは光出力により送出するものであってはならない。
- C 事業用電気通信回線設備に利用者の通信の内容その他これに係る情報を蓄積する場合にあっては、当該事業用電気通信回線設備は、当該利用者以外の者が端末設備等を用いて容易にその情報を知得し、又は破壊することを防止するため、当該利用者のみを与えた巡回符号の状態判定その他の防止措置が講じられなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、  (オ) 。

<(オ)の解答群>

- |              |                |         |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい       | Bのみ正しい         | Cのみ正しい  |
| A、Bが正しい      | A、Cが正しい        | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない |         |

(5) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、「電気通信事業の用に供する電気通信回線設備」における保安装置について述べたものである。同規則の規定に照らして、  内の(カ)、(キ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

落雷又は強電流電線との混触により線路設備に発生した異常電圧及び異常電流によって接続設備を損傷するおそれのある場合は、  (カ) 以下で動作する避雷器及び7アンペア以下で動作するヒューズ若しくは  (キ) 以下で動作する熱線輪からなる保安装置又はこれと同等の保安機能を有する装置が事業用電気通信回線設備と接続設備を接続する点又はその近傍に設置されていなければならない。

<(カ)、(キ)の解答群>

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 直流300ボルト  | 直流500ボルト  | 交流300ボルト  |
| 交流500ボルト  | 300ミリアンペア | 400ミリアンペア |
| 500ミリアンペア | 600ミリアンペア | 700ミリアンペア |

(1) 次の( )、( )の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、「基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備」における電気通信設備の損壊又は故障の対策について述べたものである。  内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- ( ) 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信設備の点検及び検査に必要な①応急復旧機材又はその他の予備機器が配備されていなければならない。
- ( ) 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信設備の故障等が発生した場合における②安定に動作する温度及び湿度を維持するために必要な措置がなされていなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記①、②の下線部分の語句は、  (ア) 。

<(ア)の解答群>

①のみ正しい	②のみ正しい
①も②も正しい	①も②も正しくない

(2) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、「基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備」に関するアナログ電話用設備の接続品質について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、  内の(イ)、(ウ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

アナログ電話用設備の接続品質は、基礎トラヒックについて、次の( )~( )の各号に適合しなければならない。

- ( ) アナログ電話用設備が発呼信号を受信した後、選択信号を受信可能となるまでの時間が3秒以上となる確率が  (イ) 以下であること。
- ( ) アナログ電話用設備が選択信号を受信した後、着信側の端末設備等に着信するまでの間に当該アナログ電話用設備により呼が損失となる確率が0.15以下であること。
- ( ) アナログ電話用設備が選択信号送出終了を検出した後、発信側の端末設備等に対して着信側の端末設備等呼び出し中であること又は着信側の端末設備等が着信可能な状態でないことの通知までの時間が  (ウ) 秒以下であること。ただし、二以上の電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備を介する通信を行う場合及び本邦外の場所との間の通信を行う場合は、この限りでない。

<(イ)、(ウ)の解答群>

0.01	0.05	0.1	0.2	0.3
3	5	10	15	30

(3) 次のA～Dの文章は、端末設備等規則に規定する、用語について述べたものである。  内の(工)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

- A 鳴音とは、意図的又は音響的結合により生ずる発振状態をいう。
- B 制御チャネルとは、移動電話用設備と移動電話端末の間に設定され、主として制御信号の伝送に使用する通信路をいう。
- C 自動再発信とは、応答のない相手に対し引き続いて繰り返し自動的に行う発信をいう。
- D 評価雑音電力とは、通信回線が受ける妨害であって人間の聴覚率を考慮して定められる実効的雑音電力をいい、誘導によるものは含まない。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、  (工) 。

<(工)の解答群>

Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
Dのみ正しい	A、Bが正しい	A、Cが正しい
A、Dが正しい	B、Cが正しい	B、Dが正しい
C、Dが正しい	A、B、Cが正しい	A、B、Dが正しい
A、C、Dが正しい	B、C、Dが正しい	
A、B、C、Dいずれも正しい		A、B、C、Dいずれも正しくない

(4) 次の文章は、端末設備等規則に規定する、直流回路の電氣的条件について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、  内の(オ)、(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (2点×2 = 4点)

直流回路を開いているときのアナログ電話端末の呼出信号受信時における直流回路の静電容量は、  (オ) マイクロファラド以下であり、インピーダンスは、75ボルト、16ヘルツの交流に対して  (カ) キロオーム以上でなければならない。

<(オ)、(カ)の解答群>

0.5	1	1.5	2	2.5
3	3.5	4	4.5	5

- (5) 次の文章は、端末設備等規則に規定する、端末設備内において電波を使用する端末設備について述べたものである。  内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備の3項目の適合条件について述べた次の文章のうち、同規則に規定する内容に照らして、誤っているものは、  (キ) である。

<(キ)の解答群>

総務大臣が別に告示する条件に適合する識別符号(端末設備に使用される無線設備を識別するための符号であって、通信路の設定に当たってその照合が行われるものをいう。)を有すること。

使用する電波の周波数が空き状態であるかどうかについて、総務大臣が別に告示するところにより判定を行い、空き状態である場合にのみ通信路を設定するものであること。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

使用される無線設備は、出力電力、スプリアス発射の強度等の抑圧調整のため、必要に応じて開けることができること。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

問5 次の問いに答えよ。

(小計20点)

- (1) 次の文章は、有線電気通信法に規定する、設備の検査等について述べたものである。同法の規定に照らして、  内の(ア)、(イ)に最も適したものを、それぞれ下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (2点×2=4点)

総務大臣は、有線電気通信法の施行に必要な  (ア) において、有線電気通信設備を設置した者からその設備に関する報告を徴し、又はその職員に、その事務所、営業所、工場若しくは事業場に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類を検査させることができる。この場合、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に  (イ) しなければならない。また、この立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

<(ア)、(イ)の解答群>

程 度	証 明	範 囲	提 出
限 度	場 合	提 示	告 知

(2) 次のA～Dの文章は、有線電気通信設備令に規定する用語について述べたものである。同令に規定する内容に照らして、内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A ケーブルとは、光ファイバ並びに光ファイバ以外の絶縁物及び保護物で被覆されている電線をいう。
- B 線路とは、送信の場所と受信の場所との間に設置されている電線及びこれに係る中継器その他の機器(これらを支持し、又は保蔵するための工作物を含む。)をいう。
- C 高周波とは、周波数が3,500ヘルツを超える電磁波をいう。
- D 絶対レベルとは、一の皮相電力の1ミリワットに対する比をデシベルで表わしたものをいう。

同令に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (ウ)。

<(ウ)の解答群>

- |                |                  |           |
|----------------|------------------|-----------|
| Aのみ正しい         | Bのみ正しい           | Cのみ正しい    |
| Dのみ正しい         | A、Bが正しい          | A、Cが正しい   |
| A、Dが正しい        | B、Cが正しい          | B、Dが正しい   |
| C、Dが正しい        | A、B、Cが正しい        | A、B、Dが正しい |
| A、C、Dが正しい      | B、C、Dが正しい        |           |
| A、B、C、Dいずれも正しい | A、B、C、Dいずれも正しくない |           |

(3) 次の文章は、有線電気通信設備令に規定する事項について述べたものである。内の(エ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

同令に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (エ)である。

<(エ)の解答群>

強電流電線に重畳される通信回線は、重畳される部分とその他の部分とを安全に結合し、かつ、開閉できないように設置しなければならない。

強電流電線に重畳される通信回線は、重畳される部分に異常電圧が生じた場合において、その他の部分を保護するため総務省令で定める保安装置を設置しなければならない。

地中電線は、地中強電流電線との離隔距離が30センチメートル(その地中強電流電線の電圧が7,000ボルトを超えるものであるときは、60センチメートル)以下となるように設置するときは、総務省令で定めるところによらなければならない。

地中電線の金属製の被覆又は管路は、地中強電流電線の金属製の被覆又は管路と電氣的に接続してはならない。但し、電気鉄道又は電気軌道の帰線から漏れる直流の電流による腐しよくを防止するため接続する場合であって、総務省令で定める設備をする場合は、この限りでない。

(4) 次のA～Cの文章は、有線電気通信設備令及び有線電気通信設備令施行規則に規定する、使用可能な電線の種類、電柱の安全係数及び屋内電線と屋内強電流電線との交差又は接近について述べたものである。  内の(オ)に適したものを下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(4点)

- A 有線電気通信設備に使用する電線は、絶縁電線又はケーブルでなければならない。ただし、絶縁電線又はケーブルを使用することが困難な場合において、他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与えるおそれがなく、かつ、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれのないように設置する場合は、この限りでない。
- B 道路上に設置する電柱、架空電線と架空強電流電線とを架設する電柱その他の総務省令で定める電柱は、総務省令で定める安全係数をもたなければならない。  
安全係数は、その電柱に架設する物の重量、電線の不平均張力及び総務省令で定める風圧荷重が加わるものとして計算するものとする。
- C 屋内電線と屋内強電流電線とを同一の管等に収めて設置しないこと。ただし、屋内電線と屋内強電流電線との間に堅ろうな隔壁を設け、かつ、金属製部分に絶縁工事を施したダクト又はボックスの中に屋内電線と屋内強電流電線を収めて設置するときは、この限りでない。

同令及び同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、  (オ) 。

<(オ)の解答群>

- |              |                |         |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい       | Bのみ正しい         | Cのみ正しい  |
| A、Bが正しい      | A、Cが正しい        | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない |         |

- (5) 次の文章は、有線電気通信設備令及び有線電気通信設備令施行規則に規定する、架空電線と架空強電流電線とが交差又は接近する場合の離隔距離について述べたものである。□内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

架空電線は、架空強電流電線と交差するとき、又は架空強電流電線との水平距離がその架空電線若しくは架空強電流電線の支持物のうちいずれか高いものの高さに相当する距離以下となるときは、架空電線と架空強電流電線の離隔距離は、次のA～Cの各項によらなければならない。

- A 架空強電流電線の使用電圧が低圧で架空強電流電線の種別が強電流ケーブルであるときは、離隔距離を20センチメートル(強電流電線の設置者の承諾を得たときは10センチメートル)以上とし、かつ、架空電線は、架空強電流電線の下に設置すること。
- B 架空強電流電線の使用電圧が高圧で架空強電流電線の種別が強電流ケーブルであるときは、離隔距離を30センチメートル以上とし、かつ、架空電線は、架空強電流電線の下に設置すること。
- C 架空強電流電線の使用電圧が高圧で架空強電流電線の種別が高圧強電流絶縁電線又は特別高圧強電流絶縁電線であるときは、離隔距離を60センチメートル以上とし、かつ、架空電線は、架空強電流電線の下に設置すること。

同令及び同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は□(カ)。

<(カ)の解答群>

- |              |                |         |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい       | Bのみ正しい         | Cのみ正しい  |
| A、Bが正しい      | A、Cが正しい        | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない |         |